

石川県立看護大学及び石川県立大学の研究活動上の不正行為 並びに公的研究費の不正使用等に関する告発手続実施細則

平成27年4月1日

石川県公立大学法人規程法第63号

(趣旨)

第1条 この細則は、石川県立看護大学及び石川県立大学における研究活動上の不正行為に係る調査に関する規程（平成27年法人規程法第61号）（以下「不正行為調査規程」という。）第4条第3項及び石川県立看護大学及び石川県立大学における公的研究費の不正使用等に係る調査に関する規程（平成27年法人規程法第62号）（以下「不正使用調査規程」という。）第4条第3項に基づき、石川県立看護大学及び石川県立大学の研究活動上の不正行為並びに公的研究費の不正使用等（以下「不正行為・不正使用」という。）に関する告発の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(告発の対象となる行為)

第2条 この規程において告発の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 研究活動上の不正行為

- ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
- イ その他研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者論理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究費の不正使用等

- ア 研究費を本来の用途以外の用途に使用すること。
- イ 虚偽の請求に基づき研究費を支出することその他法令等に違反して公的研究費を支出すること。
- ウ その他不正な手段により研究費を受給すること。

(告発窓口)

第3条 不正行為調査規程第3条第1項及び不正使用調査規程第3条第1項に基づき、不正行為・不正使用に係る告発を受け付けるため各大学に設置される窓口は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 石川県立看護大学における不正行為・不正使用に関する通報窓口

石川県立看護大学事務局 総務課長

〒929-1210 かほく市学園台1丁目1番地

電話番号 076-281-8300

ファクシミリ 076-281-8319

電子メール 《県立看護大学事務局総務課長のメールアドレス》

(2) 石川県立大学における不正行為・不正使用に関する通報窓口

石川県立大学事務局 総務課長

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地

電話番号 076-227-7220

ファクシミリ 076-227-7410

電子メール 《県立大学事務局総務課長のメールアドレス》

(告発の方法)

第4条 告発の方法は、面談、書面、電話、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

2 前項の告発は、原則として、**顕名**により行われるものとする。ただし、匿名による通報が行われた場合で、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、**証拠等**があるときは、**顕名**による告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の内容)

第5条 告発を行う場合には、次の各号に掲げる事項を分かる範囲で明らかにするものとする。

- (1) 不正行為・不正使用が行われた日時
- (2) 不正行為・不正使用の具体的内容
- (3) 不正行為・不正使用を行った者の氏名、所属、職名
- (4) その他参考となる事項（他にその事実を知っている者がいるか、行為者に不正を指摘したことがあるか等）

(告発の受付)

第6条 告発窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発者が匿名である場合を除き、告発者に受け付けた旨通知するものとする。

2 通報窓口以外の者が告発の連絡を受けたときは、直ちに告発窓口に連絡するか、又は当該告発を行った者に告発窓口へ告発を行うよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。

(告発の相談)

第7条 不正行為・不正使用の疑いがあると思料する者で告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を**確認**して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を**確認**するものとする。

(悪意に基づく告発)

第8条 告発を行う者は、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発及び被告発者又は被告発者が所属する**組織等**に不利益を与えることを目的とする告発を行ってはならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。